

でい・さろん泉
地域密着型通所介護サービス
横浜市通所介護相当サービス
重要事項説明書

1. 事業所の名称等

法人名	社会福祉法人 <small>まな</small> 真愛
所在地	横浜市栄区公田町 424-23
代表者	池田恵賜
認定年月日	2017 年 3 月 29 日
番号	0200-05-013034
他の事業	保育事業部門 ふぁみりーさぼーと のあ 地域活動支援センター部門 まってる／第2 まってる
事業所名	でい・さろん泉
所在地	横浜市栄区飯島町 1516-5
連絡先	TEL 045-890-5275 FAX 045-890-5276
サービス指定区域	横浜市栄区・戸塚区（下倉田町のみ） （介護保険事業者番号 1493500340 ）
事業開始年月日	2018 年 4 月 1 日
併設事業	訪問介護 ふぁみりーさぼーと泉 相談支援 泉のほとり 居住支援 ウェル

第三者評価受審の有無 受けていない

職員への研修の実施状況 年 6 回以上、採用時 3 か月以内に実施する。

2. 事業の目的

社会福祉法人 真愛 でい・さろん泉（以下、「事業所」）が、地域密着型通所介護事業及び第 1 号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）（以下、「事業」）を適正に運営し、要介護者、要支援者又は事業対象者（以下、「要介護者等」）に対し、排泄、入浴の介助、その他日常生活上の世話又は支援、機能訓練等の適切なサービスを提供することを目的とします。

3. 運営の方針

- （1） ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらにご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご家族

の負担を軽減するために、必要な援助を行います。

- (2) 地域との結びつきを重視し、行政関係機関、住民による自発的な団体等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (3) 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

4. 職員の職種、員数及び職務内容

職種	従事するサービスの種類、業務	人員
管理者	業務の管理を行います	1名（常勤兼務）
生活相談員	指定通所介護・通所介護相当サービスの利用の申し込みにかかる調整の補助、介護計画書の作成の補助、及び相談業務等を行います	介護福祉士（常勤兼務）1名 介護福祉士（非常勤）2名
看護師 機能訓練指導員	機能訓練計画書（通所介護）、口腔機能向上計画書の策定、および実施にあたります。ご利用者の健康チェックをします	看護師（常勤兼務）1名 （非常勤）1名
介護職員	ご利用者に対する日常生活のケア等総合的にを行います	介護福祉士(常勤兼務)1名以上 介護福祉士(非常勤)3名以上 介護職員初任(非常勤)1名以上

5. 営業日及び営業時間、利用定員

(1) 営業日

月曜日から金曜日までとし、祝日も営業します。

ただし、12月29日から1月3日を除きます。

(2) 営業時間

8：30～17：30

(3) サービス提供時間

10：00～15：10

- (4) 利用定員 地域密着型通所介護と第1号通所事業（横浜市通所介護相当サービス）を合計して10名とします。

6. サービス内容及び提供方法

- (1) 事業所は、地域密着型通所介護計画等に沿って、次のサービスを提供します。

- ・日常生活上の世話及び支援
- ・食事の提供

- ・入浴
- ・機能訓練
- ・レクリエーション
- ・健康チェック
- ・送迎
- ・相談

7. サービス利用料及び利用者負担金

- (1) 利用者負担金は、別添の料金表に記す介護保険法に定められた介護費用と昼食代（おやつ代含む）、教養娯楽費、その他実費利用費（おむつ代など）となります。送迎に伴う交通費は請求いたしません。
- (2) 当日キャンセルの場合は、昼食代100%を請求させていただきます。

8. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) 体調によっては、入浴、機能訓練等を中止していただく場合があります。
- (2) サービスの利用をキャンセルされる場合は前日までに連絡をお願いします。

連絡先 045-890-5275

9. 緊急時等における対応方法

- (1) サービス提供中に、ご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかにご家族、主治医等に連絡し、緊急搬送等の必要な処置を行います。
- (2) ご利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. 非常災害対策

- (1) 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行います。

11. 虐待の防止

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に周知します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備し、従業者の研修を定期的の実施します。

12. 身体拘束等の禁止

- (1) ご利用者又は他のご利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等（身体拘束その他利用者の行動を制限する行為）を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際のご利用者の心身状況並びに緊急やむを得

ない理由を記録します。

- (2) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催し、従業者に周知します。
- (3) 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、従業者に対し研修を実施します。

1 3. 感染症対策

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、従業者に対し研修及び訓練を定期的に実施します。

1 4. 業務継続計画の策定に関する事項

- (1) 感染症や非常災害の発生時においても、ご利用者に対する必要なサービスを継続的にするための業務継続計画（BCP）を策定します。
- (2) 従業者に対し、BCP について周知し、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

1 5. 暴言・暴力・ハラスメント対策

- (1) ご利用者や従業者に対する暴言、暴力、ハラスメントの防止のため、必要な措置をとります。また、従業者への研修を行います。
- (2) 従業者が安心して働き続けられる労働環境を築けるよう取り組みます。そのため、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は禁止とします。
尚対象は、従業者、ご利用者及びご家族等とします。
 - ・身体的力を使って危害を及ぼす（及ばされそうになった）行為
 - ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- (3) ハラスメントと判断された場合は、関係機関への連絡・相談・環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の必要な措置をとります。

1 6. 苦情に対する対応方針

- (1) 事業所のサービスに関する相談や苦情については、迅速かつ適切に対応します。

事業所窓口 管理者 0 4 5 - 8 9 0 - 5 2 7 5

- (2) 区役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会等においても受け付けています。

栄区高齢・障害支援課 0 4 5 - 8 9 4 - 8 5 4 7

戸塚区高齢・障害支援課 0 4 5 - 8 6 6 - 8 4 5 2

国民健康保険連合会 0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 4 7

横浜市はまふくコール 0 4 5 - 2 6 3 - 8 0 8 4

（横浜市苦情相談コールセンター）

17. 地域との連携

- (1) ご利用者及びそのご家族、地域住民の代表者、事業所の所在する市の職員又は地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等による「運営推進会議」を設置します。
- (2) 会議は、おおむね6カ月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに必要な要望、助言などを聴く機会とします。

18. 秘密保持

- (1) 従業者は業務上知り得たご利用者及びそのご家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とします。

通所介護・通所介護相当サービスの契約の締結にあたり、重要事項について説明し、文書を交付しました。

年 月 日

(事業者) 所在地 横浜市栄区飯島町1516-5
法人名 社会福祉法人 真愛
事業所名 でい・さろん泉

説明者 _____

私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

年 月 日

(利用者) 氏名 _____ 印

(利用者ご家族) 氏名 _____ (続柄) _____ 印

(代理人) 氏名 _____ 印